

平成 29 年度 利用料（保育料）についてのお知らせ

- (1) 利用料は、支給認定保護者とその配偶者（収入が生活保護基準に満たない場合は、同居の祖父母等を含む）の市民税額等によって横浜市が設定した負担区分等に応じて決定します。支給認定区分(1~3号)、保育必要量(標準時間・短時間)、負担区分(A~D27)、きょうだい区分(第1~3子)は、通知書をご確認ください。

平成 29 年度の利用料は、市会の議決その他の手続を経て正式に確定する内容ですので、変更となる場合があります。利用料は市民税の税額控除前所得割額（調整控除後）を基に算定します。調整控除以外の税額控除は適用されません。

利用料算定の基礎とする期間の市民税が未申告の方等は、最高階層（D27）となります。

8 月分までは 28 年度の市民税額を基に、9 月分以降は 29 年度の市民税額を基に利用料を決定します。また、市民税額やきょうだい区分の変更に伴い、利用料が変更になる場合があります。

途中で利用をやめた場合は、在籍日数に応じた利用料となります。

支給認定（保育必要量等）の変更は、原則、変更申請日の翌月 1 日からの適用となります。

3 号認定については、利用する施設・事業により利用料が異なります。

3 号認定の方が、年度途中で 3 歳の誕生日を迎え、2 号認定となっても、その年度中は 3 号の利用料を適用します。

延長保育料は利用料には含まれません。その他、利用する施設が設定する実費負担額等がかかる場合があります。

- (2) きょうだい区分(第1~3子)の数は、支給認定区分(1~3号)と負担区分(A~D27)によって変わります。

< 1 号 : D6 ~ D27 / 2・3 号 : D5 ~ D27 の場合 > (従来の数え方)

1 号認定は小学校 1 ~ 3 年生と特定の施設・事業()に在籍している就学前児童の中で、**2・3 号認定は**特定の施設・事業()に在籍している就学前児童の中で、年齢の高い順に第 1 ~ 3 子(第 3 子以降は第 3 子)と数えます。

「特定の施設・事業」 保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育(いずれも、子ども・子育て支援新制度対象の施設・事業に限る。)

横浜保育室、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援及び医療型児童発達支援、新制度に移行していない幼稚園(学校教育法第 1 条)、

を利用されるお子さんの兄弟が、 をご利用されている場合は、区に「**きょうだい児多子軽減届出書**」の提出が必要です。また、上のお子さんの退園など、きょうだい区分が変わる場合にも、区に届出が必要です。

< 1 号 : A ~ D5、E0 ~ E5 / 2・3 号 : A ~ D4、E0 ~ E5 の場合 > (国の軽減措置の特例の対象の場合の数え方)

保護者と生計が同一の子等()であれば、年齢、利用施設等にかかわらず、年齢の高い順に第 1 ~ 3 子と数えます。

「保護者と生計が同一の子等」とは、同一世帯の子以外でも、両親を亡くした子どもを祖父母が保護者として監護している孫等や監護していた子どもが成人した場合、別居でも常に生活費等を送金して税法上の扶養親族となる子等を含みます。(上のお子さんが計算対象となっていない場合には、区こども家庭支援課にお問合せください。)

原則として「きょうだい児多子軽減届出書(軽減措置拡充対象世帯用)」等の提出が必要です。(支給認定申請書等から判断して適用する場合があります。)。上のお子さんの独立など、きょうだい区分が変わる場合にも、区に届出が必要です。

- (3) 負担区分 B1、E0~5 における「ひとり親世帯等」とは、ひとり親世帯(同居親族がいる場合など対象外となることがあります。身体障害者手帳・療育手帳(愛の手帳)・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯、特別児童扶養手当の支給対象児童・国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯(在宅の場合に限る。))を指します。「ひとり親世帯等」に該当すると認められた場合、負担区分が B2 B1、C E0、D1~5 E1~5 になります。

- (4) 里親制度、児童養護施設をご利用されている場合の利用料は、各区こども家庭支援課へお問合せください。

- (5) 保育所は、原則、口座振替で横浜市に利用料をお支払いいただきます。保育所以外の施設・事業は、直接各施設・事業にお支払いいただきます。ただし、**他市町村の公立施設(保育所等)**は、他市町村にお支払いいただきます。

- (6) 世帯の負担能力に著しい変動が生じ利用料の支払が困難となる等、一定の条件を満たす場合は利用料が軽減されることがあります(育児休業や自己都合退職・転職等は軽減の対象になりません)。

- (7) 26 年度まで実施していた旧年少扶養控除に係る再算定は行いませんが、26 年度からの同一施設・事業の継続利用者については、経過措置として、旧年少扶養控除相当額を加味して再計算をします。対象は保護者 1 人につき、3 人以上の年少扶養控除相当がある世帯です。そのため、きょうだいで利用料負担区分が異なる場合があります。

- (8) 生活保護世帯(利用料負担区分 A 階層)を対象に、利用料以外にご負担いただく遠交代や制服代等の実費相当分の一部費用を市が負担する制度があります。施設等にお支払いいただく金額から、市が負担する **給食費(1号認定のみ)月額上限 4,500 円、教材費・行事費等(1~3号認定)月額上限 2,500 円**を差し引いた金額が保護者にご負担いただく金額となります。詳しくは、利用される施設・事業にご相談ください。

- (9) **世帯構成の変更(婚姻、離婚、単身赴任の開始・終了、家計の主宰者の変更(1)等)、退園(2)、きょうだい児の入園・退園等、市民税額の変更(市外で課税されている方)の際は、必ず区に届け出てください。利用料が変更になる場合があります。**

- 1 祖父母等と父母の税額を合算して利用料を決定している場合で、父母の月収が生活保護基準を超える場合等に届け出てください。
- 2 施設・事業の退園は、**事前に施設・事業と区に届け出てください**。届出が遅れると届出日までの利用料がかかる場合があります。

婚姻歴のないひとり親家庭の場合には利用料(保育料)が軽減される場合があります

母又は父が、一度も婚姻したことがないひとり親であり、20 歳未満の生計を同じくする(他の人の税法上の扶養でない)子がいる、父の場合は合計所得金額 500 万円以下など、一定の条件を満たす場合は、寡婦(夫)控除のみなし適用により、利用料が軽減されることがあります。**事前に手続が必要です**。詳しくは、各区こども家庭支援課にお問合せください。

お問合せ

利用料に関することは、**施設・事業がある区**(施設・事業が決まる前は申請書を提出した区)の**こども家庭支援課**にお問合せください。

平成29年度 横浜市子ども・子育て支援新制度 利用料（保育料）（月額）

平成29年4月

（単位：円）

負担区分	認定区分 対象施設・事業 きょうだい区分 保育必要時間	1号		2号（3歳児～） 満3歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から				3号（0～2歳児） 満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで				3号（0～2歳児） 満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで			
		認定こども園（教育利用） 幼稚園		認定こども園（保育利用）、認可保育所				認定こども園（保育利用）、認可保育所				小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、新制度対象の事業所内保育事業			
		第1子	第2子	第1子		第2子		第1子		第2子		第1子		第2子	
				標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
B2	市民税非課税	2,100	0	2,100	2,100	0	0	3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0
C	市民税均等割のみ	3,000	0	4,900	4,900	1,700	1,700	6,700	6,500	2,300	2,200	4,000	3,900	1,600	1,500
市民税所得割額	D1	6,300	2,200	6,400	6,300	2,200	2,200	8,200	8,000	2,900	2,800	5,100	5,000	2,100	2,000
	D2	7,500	2,700	7,600	7,500	2,700	2,700	10,000	9,800	3,500	3,400	6,300	6,100	2,500	2,400
	D3	9,400	3,300	9,500	9,400	3,300	3,300	12,500	12,200	4,400	4,300	8,600	8,400	3,400	3,300
	D4	10,900	3,900	11,000	10,900	3,900	3,900	14,500	14,200	5,100	5,000	10,800	10,600	4,300	4,200
	D5	12,600	4,500	12,800	12,600	4,500	4,500	16,500	16,200	5,800	5,700	13,100	12,800	5,100	5,000
	D6	15,000	5,500	15,600	15,300	5,500	5,500	20,400	20,000	7,100	6,900	19,000	18,600	7,100	6,900
	D7	17,000	6,700	19,500	19,100	6,800	6,700	25,000	24,500	8,800	8,600	21,900	21,500	8,800	8,600
	D8	17,000	6,700	21,500	21,100	7,500	7,300	29,000	28,500	10,200	10,000	26,900	26,400	10,100	9,900
	D9	18,800	8,100	23,500	23,100	8,200	8,000	34,000	33,400	11,900	11,600	31,100	30,500	11,900	11,600
	D10	18,800	8,100	24,800	24,300	8,700	8,500	38,000	37,300	13,300	13,000	35,000	34,400	13,300	13,000
	D11	18,800	8,100	25,800	25,300	9,000	8,800	41,500	40,700	14,500	14,200	38,100	37,400	14,500	14,200
	D12	20,300	9,300	26,800	26,300	9,400	9,200	44,500	43,700	15,600	15,300	41,000	40,300	15,600	15,300
	D13	20,300	9,300	27,500	27,000	12,400	12,100	47,500	46,600	21,400	21,000	43,800	43,000	21,400	21,000
	D14	21,800	10,900	28,300	27,800	12,700	12,400	50,200	49,300	22,600	22,200	46,200	45,400	22,600	22,200
	D15	21,800	10,900	29,300	28,800	13,200	12,900	53,000	52,000	23,900	23,400	48,800	47,900	23,900	23,400
	D16	21,800	10,900	30,400	29,800	13,700	13,400	55,000	54,000	24,800	24,300	50,600	49,700	24,800	24,300
	D17	23,000	11,500	31,800	31,200	14,300	14,000	57,000	56,000	25,700	25,200	52,200	51,300	25,700	25,200
	D18	23,000	11,500	33,000	32,400	18,200	17,800	58,000	57,000	26,800	26,300	53,600	52,600	26,800	26,300
	D19	23,000	11,500	33,900	33,300	18,600	18,200	59,000	57,900	27,900	27,400	55,000	54,000	27,500	27,000
	D20	23,000	11,500	35,000	34,400	19,300	18,900	60,000	58,900	29,000	28,500	55,300	54,300	27,700	27,200
	D21	24,000	12,000	36,200	35,500	19,900	19,500	61,000	59,900	30,100	29,500	55,600	54,600	27,800	27,300
	D22	24,000	12,000	37,400	36,700	20,600	20,200	64,500	63,400	33,100	32,500	55,900	54,900	28,000	27,500
	D23	24,000	12,000	38,600	37,900	21,200	20,800	68,000	66,800	36,200	35,500	56,300	55,300	28,200	27,700
	D24	25,200	12,600	39,800	39,100	21,900	21,500	71,500	70,200	39,300	38,600	56,700	55,700	28,400	27,900
	D25	25,200	12,600	40,900	40,200	22,500	22,000	73,600	72,300	39,700	39,000	57,200	56,200	28,600	28,100
	D26	25,200	12,600	42,500	41,700	23,400	23,000	75,600	74,300	40,000	39,300	57,700	56,700	28,900	28,400
	D27	25,200	12,600	43,500	42,700	23,900	23,400	77,500	76,100	42,600	41,800	58,100	57,200	29,100	28,600
ひとり親世帯等	B1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	E0	0	0	1,700	1,700	0	0	2,300	2,200	0	0	1,600	1,500	0	0
	E1	2,100	0	2,100	2,100	0	0	2,900	2,800	0	0	2,100	2,000	0	0
	E2	2,100	0	2,100	2,100	0	0	3,200	3,100	0	0	2,500	2,400	0	0
	E3	2,100	0	2,100	2,100	0	0	3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0
	E4	2,100	0	2,100	2,100	0	0	3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0
E5	2,100	0	2,100	2,100	0	0	3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0	

きょうだい区分の数え方は表面をご確認ください。「第3子」以降のお子さんの利用料は無料となります。

利用料は、市民税の税額控除前所得割額（調整控除後）を基に算定します。市民税が未申告の方等は、最高階層（D27）となります。

市民税の見方については子ども青少年局のホームページでご覧になれます。 <http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/shien-new>

下線のある保育料は、平成29年4月から変更となっています。